

茨城県知事 大井川 和彦 殿

大洗町長 國井 豊
(公印省略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年5月30日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 大洗シーサイドステーション
所在地 東茨城郡大洗町港中央11番地2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名・住所

(1) 株式会社 Oarai クリエイティブマネジメント

代表取締役 常盤 良彦
東茨城郡大洗町港中央11番地2

(2) 株式会社セイミヤ

代表取締役 加藤 勝正
潮来市潮来617番地・618番地

(3) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市大字卒島1293番地



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
・特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。